

調査項目ごとの記入要領

1－2 清酒の移出数量関係

「未納税移出数量(110)、(114)」の各欄には、他の清酒製造業者に対しておけ売りした数量及び市販酒規格（瓶詰品等）の未納税移出及び輸出免税の数量を含めて記入しますが、集約製造に係るもので、集約製造実施者が集約製造参加者分を未納税の方法により引き渡した数量及び委託瓶詰にかかる未納税移出分は除外してください。

1－4 清酒の課税移出地域の内訳関係

- 1 「自県(141)」欄には、清酒の製造場（共同びん詰場を含む。以下この項において同じ。）の所在する都道府県内に課税移出した数量を記入してください。
- 2 「自局(142)」欄には、清酒の製造場の所在地を管轄する国税局の管轄区域内に課税移出した数量から「自県」に移出した数量を差し引いた数量を記入してください。
- 3 「他局(143)」欄には、上記の「自県」及び「自局」以外の地域に課税移出した数量を記入してください。

1－5 清酒の未納税移出数量等の内訳関係

「系列おけ売（買）(145)、(151)」及び「提携おけ売（買）(146)、(152)」とは、次に該当する未納税取引をいいます。

1 系列おけ物取引

系列おけ物取引とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) おけ物取引を介して恒常的な支配関係（資本、人事、技術、設備又は資金を通じて密接な結合関係にあり、かつ、おけ買い清酒製造業者の指示どおりのおけ物取引が行われる状態にあることをいいます。）にある清酒製造業者間におけるおけ物取引であること。
- (2) 同一のおけ買い清酒製造業者又は同一のおけ売り清酒製造業者との間において、おけ売り清酒製造業者の各年度の製造数量の80%以上を、継続しておけ物取引を行うことを契約（以下「系列取引契約」といいます。）していること。

- (3) 系列取引契約において、清酒の品質（アルコール分、日本酒度等）、取引数量、取引の時期及び方法、取引価格の決定方法、代金決済方法等の取引条件が明らかにされていること。

2 提携おけ物取引

提携おけ物取引とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 2以上の清酒製造業者がおけ物取引に係る共同販売機関を通じて、それぞれの清酒の製造数量の60%以上を継続して同一のおけ買い清酒製造業者におけ売りすることを契約（以下「提携取引契約」といいます。）していること。
- (2) 提携取引契約において、清酒の品質（アルコール分、日本酒度等）、取引数量、取引の時期及び方法、取引価格又は取引価格の決定方法、代金決済方法等の取引条件が明らかにされていること。

1－6 清酒の製成数量等の製造蔵別内訳関係

- 1 「製造蔵の区分」は、次により記入してください。

- (1) 「**四季蔵(155)**」欄は、年間300日以上期間、清酒を醸造する設備を有するもの
- (2) 「**三季蔵(156)**」欄は、年間200日以上300日未満の期間、清酒を醸造する設備を有するもの
- (3) 「**冬季蔵(157)**」欄は、「四季蔵」及び「三季蔵」に該当しないもの

- 2 「**事業年度末年間製造能力**」は、調査対象期間末日現在の所有設備について、別紙2の「清酒の製造能力算定要領」によって算定してください。ただし、企業の実情により、他に合理的な算定方法がある場合は、それによっても差し支えありません。

- 3 「**翌事業年度末年間製造能力**」は、設備投資により増加するものを含め翌調査対象期間末日現在の見込年間製造能力を「事業年度末年間製造能力」と同一方法によって算定してください。

1－7 従業員等の状況関係

- 1 従業員のうち、同一人が2部門以上の仕事に従事している場合には、各部門の従事日数割合等によってあん分し、「従業員」に記入してください。

2 「清酒製造業」の「計」の「うち雇用区分別」の各欄には、次により記入してください。

(1) 「常雇(177)、(194)」欄は、常用であると日々雇い入れるものであるとにかかわらず、常時就労している従業員（以下「常用従業員」という。）の人数

(注) 常時就労している従業員とは、中小企業基本法に規定する「常時使用する従業者」と同様の範囲（季節労働者を除く。）になります。

なお、中小企業基本法に規定する「常時使用する従業者」とは、原則として2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員とおおむね同等である者をいうこととされています。

(2) 「季節雇(178)、(195)」欄は、酒造最盛期等に数か月程度の期間にわたり就労する季節労働者の人数

(3) 「臨時雇(179)、(196)」欄は、常用従業員及び季節労働者に該当しない者（以下「臨時従業員」という。）の人数

3 「合計」の「うち事業専従者(182)、(199)」の各欄には、個人企業で、所得税法第57条に規定する「青色事業専従者」及び「事業専従者」について記入してください。

(注) 第3表の「うち事業専従者分(333)、(335)」の各欄についても同じです。

4 「12月末日現在人員」には、調査対象日現在において

(1) 常用従業員、季節労働者及び臨時従業員について記入してください。

(2) 使用人兼務役員については、該当する人数を「従業員」及び「役員又は個人事業主」にそれぞれ記入してください。

5 「年平均人員」の「従業員」の各欄には、

(1) 常用従業員及び季節労働者の各人別の就業月数の合計月数を12か月で除して得た数と、

(2) 臨時従業員の年間就業延べ日数を365日で除して得た数とを合計したものを記入してください。

(注) 就業月数とは、給料、賃金の支払対象となった月数をいい、1か月のうち15日以上就業した場合は1か月とします。

6 「年平均人員」の「役員又は個人事業主(200)」欄には、法人の常勤役員の数又

は個人事業主の数を記入してください。

2－1 貸借対照表関係

- 1 「資本」の「資本金 (230)」欄及び「計 (233)」欄には、個人企業の場合は、営業に使用している正味資産額を記入してください。
- 2 「資本金以外の株主資本 (231)」欄には、資本剰余金、利益剰余金及び自己資本の合計額を記入してください。
- 3 「評価・換算差額等 新株予約権 (232)」欄には、その他有価証券評価差額、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金及び新株予約権を記入してください。

2－2 損益計算書関係

- 1 「売上高」及び「売上原価」には、あなた（貴社）の本支店間、工場間等における内部取引による内部売上高及び内部売上原価は含めないでください。
- 2 「販売費・一般管理費 (253)、(254)」の各欄には、調査対象期間の売上げに対する支払リベートを含めて記入してください。

（注） 経理処理上、営業外費用等で処理している場合には、組替えてください。

第3表の「支払リベート (341)」欄についても同じです。

- 3 「支払利息 (261)」欄には、支払利息の全額を記入してください。したがって、原料資金、設備資金等としての借入金に対する支払利息はすべて含まれます。

（注） 第3表の「支払利息 (352)」欄についても同じです。

2－4 減価償却の状況関係

- 1 「償却限度額」には、所得税法又は法人税法に規定する減価償却の限度額を記入してください。
- 2 「償却額」には、所得税法又は法人税法の規定に基づいて、必要経費又は損金に算入した減価償却額を記入してください。

3－1 清酒の生産費等関係

- 1 「清酒の生産費等」については、あなた（貴社）の清酒製造業関係についての

み記入しますが、清酒製造業部門と兼業部門との経費等のあん分については、あなた（貴社）が採用している経理方法又は次に掲げる方法のいずれかの方法で配分して、生産費を算定してください。

- (1) 清酒製造業部門に要した直接費は、そのまま配分する。
- (2) 共通費は、費用等の性格に応じて製成数量、酒税抜売上高、純利益額、売上数量等により配分する。

2 「製造原価」には、第1表の「製成数量(129)」欄の製造原価を記入します。

なお、集約製造参加者が現物を引き取った場合の引取酒原価及び引取りに要した費用は「買入酒原価」に記入してください。

3 「アルコール代(304)」欄について、あなた（貴社）が製造した原料用アルコールを清酒の原料に使用した場合には、その製造原価を記入してください。

4 「減価償却費(310)、(325)、(337)」の各欄には、特別償却額及び未稼動遊休資産にかかるものは、除外してください。

5 「経費」の「その他(314)」欄には、製造関係の雑収入金額を差し引いた金額を記入してください。

6 「買入酒原価」には、買入酒がある場合又は集約製造参加者で現物を引き取ったものがある場合にその買入酒の原価を計算してください。

7 「販売促進費(340)」欄には、広告宣伝費以外のすべての販売促進関係費用を記入してください。

なお、「運賃補助等(357)」欄に該当するものも含めてください。

8 「支払運賃(349)、(355)」の各欄には、鉄道、よう車、委託運送等運送業者に支払った運賃のみを記入してください。

9 「自家用車費(356)」欄には、自家用車による配送に要した人件費、燃料費、減価償却費及びその他の経費を「販売費・一般管理費」から再計算して記入してください。

10 「運賃補助等(357)」欄には、販売先が引取りに来たこと等により支払った運賃補助等の金額を記載してください。

3－3 清酒の租税特別措置法第87条の適用関係

1 「適用の有無(413)」欄には、平成19年4月から平成20年3月までに課税移出し

た清酒の租税特別措置法第87条の適用の有無について、該当欄に○印を付けてください。

- 2 「適用数量(414)」欄には、上記期間で、同法の適用を受けた清酒の実数量を記入してください（最高200*kL*）。

3－4 情報化への取組関係

- 1 「JANコード(601)」及び「ITFコード(602)」について、清酒以外の全部又は一部の酒類に表示している方は、3に○をしてください。
- 2 「EOS」とは、「自動受発注システム」の略称であり、コンピュータにより自動的に受発注する装置をいいます。従って、単に受注をコンピュータにより整理・集計等のみ行うものは「EOS」から除かれます。